

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 1 2 月 2 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性及び不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

生活費が苦しくなる。理由が分からない。逆に発生した場合、今度請求する。アパートの共有費 3, 0 0 0 × 4 8 支払ってほしい。〇〇区から〇〇区の移管を求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 8 月 2 4 日	諮問
令和 3 年 1 1 月 5 日	審議（第 6 1 回第 2 部会）
令和 3 年 1 2 月 1 7 日	審議（第 6 2 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 保護の補足性について定める法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

- (2) 法 8 条 1 項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）においては、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。期末一時扶助費については、保護基準（ただし、令和 2 年 4 月 1 日から適用される令和 2 年 3 月 3 0 日付厚生労働省告示第 1 2 4 号による改正後のもの。）の別表第 1 の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の算定に当たり、期末

一時扶助費の表に定める額を12月の保護費（基準生活費）に加えるものとされている。

- (3) 被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費について定めを置いているものとして、厚生労働省令である法施行規則23条の2があり、その規定においては、法施行令3条の表の「法第31条第3項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であって、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるものの項に規定する厚生労働省令で定めるもの」を「被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費」としている。

ところで、法11条1項は、保護の種類として生活扶助（1号）と住宅扶助（3号）とをそれぞれ別に規定している。そして、そのうちの生活扶助に係る規定である法31条3項は、居宅において生活扶助を行う場合の保護金品の交付を世帯主又はこれに準じる者若しくは被保護者個々に対して行うことについて定めるものであるところ、この保護金品支給が世帯主交付である原則の特例として、法37条の2は、当該保護金品を、被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものについては、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる」と定めており、この規定を受けて法施行令3条が定めるところでは、保護の実施機関は、「当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者」に「住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるもの」を支払うことができる。この「厚生労働省令で定めるもの」を規定するのが上記の法施行規則23条の2であることから、法、政令、省令の定めによって、共益費は生活扶助の対象であって住宅扶助の範囲外であることが明確にされている。

2 本件処分の検討

これを本件についてみると、期末一時扶助費は12月の基準生活費に加えるとされているところ、処分庁は、12月の基準生活費に期末一時扶助費（14,160円）を計上し、その翌月（1月）には、基準生活

費から期末一時扶助費（14,160円）を削除したこと（本件処分）が認められるところである。

また、期末一時扶助費を除くその余の保護費については、本件処分においては、従前からの額に対し何ら変更は行われておらず、期末一時扶助費以外の保護費の額については、本件処分により新たに決定された事項はないものであり、違算も認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に則り、適正になされた処分であると認められ、また、違算等も認められないから、本件処分に、違法又は不当な点は認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張する。

しかし、行政不服審査法における審査の対象は、行政庁の処分の違法・不当性の有無であるところ（同法1条1項参照）、本件審査請求は、保護変更を内容とする本件処分を対象とするものであるから、本件処分内容に加え、アパートの共有費（共益費）についての支払や、請求人に対する保護を〇〇区から〇〇区への移管を求めることを旨とした請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

そして、本件処分が法令に則った、適正なものであることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来